

目次

九州運輸局編

■ 本書について	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	10
3 保安基準	16
4 自動車の点検整備制度	17
5 自動車の検査制度	23
6 認証制度	32
7 指定制度（工場関係）	46
8 指定制度（検査員関係）	56
9 指定制度（保安基準適合証関係）	58
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	75

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	85
2 自動車の装置一般	91
3 自動車の車体関係	99
4 自動車の室内関係	108
5 自動車の騒音・排ガス関係	120
6 自動車の灯火関係	124
7 警音器・後写鏡・速度計 他	140
8 テスタ等による機能維持確認	147

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	164
2 年度別計算問題	166

第4章 年度別試験問題

1 令和4年度 第1回	206
2 令和4年度 第2回	219
3 令和3年度 第1回	232
4 令和3年度 第2回	243
5 令和2年度 第1回	255
6 令和2年度 第2回	266
7 令和元年度 第1回	278
8 令和元年度 第2回	289

第5章 暗記ノート

《法令の改正》

◎車両法：令和元年5月24日
法律第14号まで

◎施行規則：令和4年5月20日
国土交通省令第45号まで

◎点検基準：令和2年2月6日
国土交通省令第6号まで

◎審査規程：令和4年12月26日
第47次改正まで

本書について

本書は、九州運輸局において平成30年度から令和4年度までに行われた5年分（合計10回）の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の5つに区分してあります。

第1章 車両法（10区分）

第2章 保安基準（8区分）

第3章 計算問題（4年分／8回）

第4章 年度別試験問題（4年分／8回）

第5章 暗記ノート

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する

②選択式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択肢から選んで記号を記入する

③記述式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句または数値を記入する

本書では、①の○×式はそのまま、②及び③の穴埋め問題については全て記述式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R4.1]であれば、令和4年度第1回の試験問題、[R1.2]であれば令和元年度第2回の試験問題であることを示します。[R3.1/H30.2]の場合は、令和3年度第1回と平成30年度第2回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R3.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法令の改正等があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き換えていることを示します。なお、本書は令和5年2月1日時点の法令を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を収録しています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示しわかりやすく解説しています。

第4章の「年度別試験問題」は、令和4年度から過去4年分（8回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。なお、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しているため省略しています。

第5章の「暗記ノート」は、九州運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。

保安基準・審査事務規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて弊社発行の「自動車検査ハンドブック令和5年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド令和5年版」（いずれも定価2,200円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和5年版」（定価3,000円）をご活用ください。

法令改正について：基本的に令和5年2月1日時点での法令に対応しています。
したがって、2月以降の法令改正については、御注意ください。

◎本書の内容に訂正がある場合は、弊社のホームページに掲載致します。

株式会社公論出版 ホームページ 書籍サポート / 訂正

URL : https://kouronpub.com/book_correction.html または右の二次元コードよりご確認ください。



本書の内容で分からないことがありましたら、必要事項を明記の上、下記のいずれかの方法でお問い合わせください。なお、お電話での問い合わせは受け付けておりません。

本書籍に関するお問い合わせ

メール 	inquiry@kouronpub.com  または	問合せフォーム 	FAX  03-3837-5740 必要事項 ・お客様の氏名とフリガナ ・FAX番号（FAXの場合のみ） ・書籍名 ・該当ページ数 ・問合せ内容
--	---	--	--

※お問い合わせは**本書の内容に限り**ます。また、回答までに時間がかかる場合がございます。必要事項に記載漏れ等があるとお答えできかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※キャリアメールをご使用の場合は、必ず事前に受信設定をご確認の上、上記メールアドレスの受信設定を行ってからご連絡ください。

令和5年5月 編集担当：清家

略語について

◎本書では、法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行規則	道路運送車両法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
審査規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
細目告示	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
優良認定規則	優良自動車整備事業者認定規則
保適の有効期間と自賠保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて
保適の細部取扱い	保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の細部取扱いについて
校正の取扱い	指定自動車整備事業規則第12条の規定に基づく校正に係る取り扱いについて
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取り扱いについて（依命通達）
検査機器の取扱	自動車検査用機械器具の構造と取扱
光吸収係数の測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取り扱いについて

最近の主な改正概要 (令和4年2月～令和5年2月)

◆車両法◆

1. 自動車検査証の電子化〔令和元年5月24日公布・令和5年1月1日施行（軽自動車は令和6年1月施行）〕

- ①自動車検査証の電子化
- ②自動車検査証の電子化に伴う記録等事務委託制度の創設

◆施行規則◆

1. 電子検査証の記載事項等〔令和5年1月1日施行〕

電子検査証の券面には、継続検査や変更登録等の影響を受けない基礎的情報が記載される。自動車検査証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置その他の情報は、ICタグの記録事項となる。

◆審査規程◆

◎第47次改正〔令和5年1月4日施行〕

1. 自動車検査証の電子化に伴う取扱い

自動車検査証の電子化に伴い、審査方法等の文言（例：記載 ⇒ 記載又は記録）が改正された。

◎第46次改正〔令和4年10月28日施行〕

1. 不適切な補修等

保安基準に適合しない装置又は部品の取付けについて、「保護棒又は保護仕切」に関する内容が追加された。

2. 側方反射器

長さ6mを超える自動車の最前部に取付ける側方反射器について、セミトレーラの取付位置の規定が追加された。

3. 補助制動灯

装備しなければならない自動車に、車室又は荷室に特種な設備を備えた特種用途自動車が追加された。

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	7
3. 自動車の種別（法令）	8
4. 自動車の種別（別表第1）	8

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	10
2. 新規登録の申請	10
3. 自動車登録番号標の封印等	11
4. 変更登録・移転登録	12
5. 永久抹消登録	12
6. 自動車登録番号標の表示	13
7. 車台番号等の打刻	13
8. 打刻の塗まつ等の禁止	14
9. 譲渡証明書	14
10. 臨時運行の許可	15
11. 回送運行の許可	15

3. 保安基準

1. 保安基準	16
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	17
2. 日常点検整備	17
3. 定期点検整備（点検期間）	18
4. 定期点検整備（点検内容）	19
5. 点検整備記録簿	20
6. 整備管理者	21
7. 整備命令	21
8. 自動車の点検及び整備に関する手引	22

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	23
2. 新規検査	24
3. 自動車検査証の有効期間	24
4. 自動車検査証の有効期間の起算日	25
5. 継続検査	27
6. 臨時検査	27
7. 自動車検査証の備付けと検査標章の表示	27
8. 自動車検査証記録事項の変更	28
9. 自動車検査証の返納等	29
10. 自動車検査証等の再交付	29
11. 予備検査	30
12. 限定自動車検査証	30
13. 自動車部品を装着した場合の取扱い	31

6. 認証制度

1. 特定整備事業の種類	32
2. 認証	32
3. 対象とする自動車の種類	33
4. 認証基準	34
5. 特定整備の定義	36
6. 特定整備事業者の変更届	38
7. 事業の相続・譲渡	38
8. 特定整備事業者の標識	39

9. 特定整備事業者の義務	40
10. 特定整備記録簿	40
11. 設備の維持等	41
12. 特定整備事業者の遵守事項	41
13. 整備主任者	44
14. 事業の停止等	45

7. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業の認定	46
2. 指定自動車整備事業の指定	46
3. 指定工場の設備、技術及び管理組織（1）	47
4. 指定工場の設備、技術及び管理組織（2）	49
5. 検査の設備の基準	51
6. 対象自動車の指定	51
7. 検査用機器の共用	52
8. 検査用機器の校正	53
9. 検査用機器の構造と取扱い	54

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	56
2. 自動車検査員の要件	56
3. 自動車検査員の兼任	57
4. 自動車検査員の研修	57
5. 自動車検査員の解任	58

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による保安基準適合証等の交付	58
2. 指定事業者による点検の基準	59
3. 自動車検査員による検査（検査等の基準）	60
4. 自動車検査員による証明 （一時抹消登録車の取扱い）	60
5. 自動車検査員による証明 （複数の自動車検査員が分担して検査を行う場合）	61
6. 整備事業の一部の委託	62
7. 自動車検査員の服務	62
8. 自動車検査員の作業区分	63
9. 保安基準適合証等の有効期間と様式	64
10. 保安基準適合標章の表示	65
11. 保安基準適合証等の取扱い（記載方法）	66
12. 保安基準適合証等の取扱い（不正使用の防止等）	68
13. 保安基準適合証等の訂正・再交付	69
14. 走行距離計表示値の取扱い	70
15. 自賠償保険証明書の備付け	71
16. 保安基準適合証の取扱い（最終の検査申請日）	72
17. 限定保安基準適合証	74

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項・保存期間・様式）	75
2. 指定整備記録簿（記載要領）	77
3. 指定事業者への罰則の適用	78
4. 保安基準適合証の交付の停止	79
5. 指定事業者の変更届	79
6. 不正使用等の禁止	79
7. 不正改造等の禁止	80
8. 軽自動車検査協会がした 処分等に係る審査請求	80

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

【過去出題例】

- ☑1. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに（ ）についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☑2. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、（ ）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.1/H30.1]
- ☑3. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.2/R1.2]
- ☑4. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）及び公害の防止その他の（ ）並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]
- ☑5. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2.2]
- ☑6. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、（ ）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2.1/R1.1]
- ☑7. この法律は、（ ）に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の（ ）並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[H30.2]

◎正解 1…整備：2…所有権：3…安全性：4…安全性の確保/環境の保全：5…○：
6…所有権/整備事業：7…道路運送車両/保全

【関係法令】

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

【過去出題例】

- ☑1. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び（ ）をいう。
[R4.2/R2.2/R1.2]
- ☑2. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
[R3.2/R3.1/R2.1/H30.1]
- ☑3. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、軽自動車及び軽車両をいう。[R1.1]
- ☑4. 道路運送車両法において「道路運送車両」とは、自動車、（ ）及び軽車両である。[H30.2]
- ☑5. 道路運送車両法で自動車とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。[R3.2]
- ☑6. 道路運送車両法で（ ）とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。[R3.1]
- ☑7. 原動機付自転車とは、国土交通省令で定める（ ）又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。[R2.2]
- ☑8. 道路運送車両法で「原動機付自転車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で、内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その総排気量は（ ）ℓ以下とする。[R4.1/R1.2]

◎正解 1…軽車両：2…○：3…×：4…原動機付自転車：5…原動機：6…自動車：
7…総排気量：8…0.125

【関係法令】

◆車両法◆第2条（定義）

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
▷側車付を除いた二輪は総排気量 0.125 ℓ以下、その他のものは 0.050 ℓ 以下のものが原動機付自転車。
▷排気量 0.050 ℓ 以下は第一種原動機付自転車、その他のもの（0.050 ～ 0.124 ℓ）が第二種原動機付自転車。

本章では、製作年月の記載が無い場合、過去の問題において指定されている製作年月日にかかわらず、全て令和5年1月1日製作車としている（第4章においても同じ）。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	85
2. 長さ、幅及び高さ	86
3. 最低地上高	87
4. 車両総重量・軸重・輪荷重	88
5. 安定性	89
6. 最小回転半径	90
7. 接地部及び接地圧	90

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	91
2. 速度抑制装置	92
3. 走行装置	92
4. 操縦装置	93
5. かじ取装置	94
6. 施錠装置	95
7. 制動装置	95
8. 衝突被害軽減制動制御装置（自動ブレーキ）	97
9. 緩衝装置	97
10. 燃料装置	98
11. 高圧ガスの燃料装置	99

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	99
2. 車体表示	103
3. 巻込防止装置	104
4. 突入防止装置	106
5. 前部潜り込み防止装置	108

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	108
2. 運転者席	109
3. 座席	110
4. 座席ベルト	111
5. 座席ベルト非装着時警報装置	112
6. 頭部後傾抑止装置	113
7. 通路	114
8. 乗降口	115
9. 非常口	116
10. 物品積載装置	116
11. 窓ガラス	117

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	120
2. 排出ガス等の発散防止性能（機能維持）	121
3. ブローバイ・ガス還元装置	122
4. 燃料蒸発ガス発散防止装置	123
5. 排出ガス等の発散防止装置（排気管）	123
6. 窒素酸化物排出自動車等の特例	124

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	124
2. すれ違い用前照灯	125
3. 前部雾灯	125
4. 側方照射灯	126
5. 車幅灯	127
6. 昼間走行灯	128
7. 前部反射器	128
8. 側方灯・側方反射器	129
9. 番号灯	130
10. 尾灯	131
11. 後部雾灯	131
12. 後部反射器・大型後部反射器	132
13. 制動灯	134
14. 補助制動灯	135
15. 後退灯	136
16. 方向指示器	137
17. 補助方向指示器	138
18. その他の灯火等の制限	139

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	140
2. 非常信号用具	140
3. 後写鏡	141
4. 直前及び側方の視界	141
5. 後退時車両直後確認装置	143
6. 窓ふき器	143
7. 速度計	143
8. 消火器	144
9. 運行記録計	144
10. 緊急自動車	145
11. 道路維持作業用自動車	145
12. 自主防犯活動用自動車	145
13. 旅客自動車運送事業用自動車	146
14. 乗車定員	146

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスタ）	147
2. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	147
3. 騒音防止装置（近接排気騒音の測定方法）	150
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ）	154
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	156
6. 前照灯の明るさ及び照射方向 （前照灯試験機）	160
7. 警音器の音の大きさ（騒音計等）	162
8. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	163

5

前部潜り込み防止装置

【過去出題例】

- ☑1. 空車状態にある車両総重量21,900kgの車体形状「ダンプ」の前部潜り込み防止装置の取付高さを測定したところ、その構造部の平面部の下縁の高さが地上430mmであったため、基準に適合とした。[R4.1]

◎正解 1…○

【関係法令】

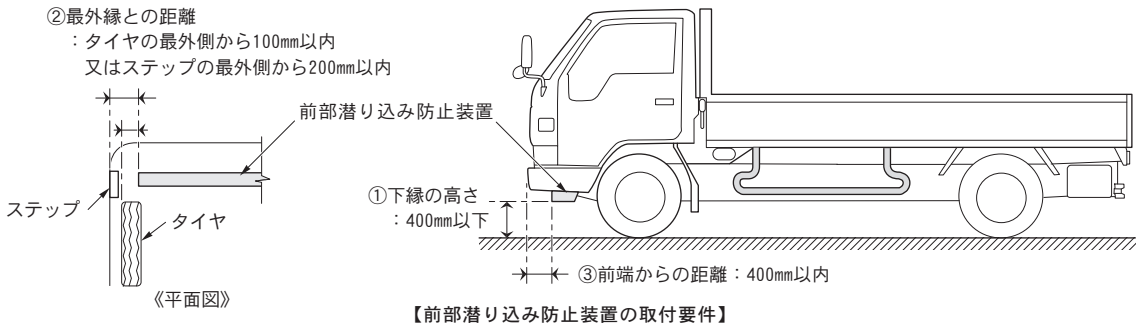
◆審査規程◆7-38 前部潜り込み防止装置・要約

【装備要件と取付要件】 ※平成23年10月1日以降に製作された自動車に、この基準が適用される。

装備が必要な自動車	車両総重量	①下縁高さ	②最外縁との距離	③前端からの距離
車両総重量3.5t超の貨物自動車（全輪駆動車等を除く）	7.5t以下	地上400mm以下	—	—
	7.5t超	地上400mm以下(*)	タイヤの最外側から100mm以内又はステップの最外側から200mm以内	400mm以内

*コンクリート・ミキサー車及びダンプ車は、地上450mm以下。

《車両総重量7.5t超》



【前部潜り込み防止装置の取付要件】

4. 自動車の室内関係

1

乗車装置

【過去出題例】

- ☑1. 乗車定員が5人の小型貨物自動車であって、側面に扉が備えられていない助手席の前方に、握り手が備えられていたため、適合と判断した。[R2.1]
- ☑2. 二輪自動車の後部座席は、() 及び足かけを有すること。[R4.1]
- ☑3. 乗車定員が2名である二輪自動車の後部座席であって、足かけのみ備えていたが、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造であるとし、基準に適合とした。[R3.2/R1.1]
- ☑4. 消防自動車の立席乗車装置において、握り棒及び滑り止めを施した奥行き30cm以上の踏み板を有していたため、安全な乗車を確保できる構造のものとして基準に適合とした。[R3.1]

◎正解 1…○：2…握り手：3…×：4…○

2. 年度別計算問題

1 令和4年度 第1回問題

【1】ブレーキテストの指示がkgfの問題

次の諸元（A表：自動車検査証）の普通乗用自動車（最高速度180km/h）について、各軸重を計測できないブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、（B表）の結果を得た。

このときの天候条件は晴天で、ブレーキ・テストのローラは乾燥しており、計測時の前軸はロックしなかった。

この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、（C表）の①～⑤の計算値を求めなさい。このときの計算値について、左右差の割合については、小数点第2位以下を切り上げ、制動力の割合については、小数点第2位以下を切り捨てて、小数点第1位まで求めなさい。また、（C表）の⑥～⑩に保安基準の適否を判断し、「適」又は「否」を記入しなさい。[改]

（A表）

車両重量	前軸	1120kg
	後軸	990kg
乗車定員		7名

（B表）

主制動力	前軸	右	390kgf
		左	290kgf
	後軸	右	190kgf
		左	180kgf
駐車ブレーキの制動力		右	230kgf
		左	220kgf

（C表）

項目			計算値	判定結果
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の割合	① %	⑥
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の割合	② %	⑦
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合	③ %	⑧
	総和	審査時車両状態における自動車に対する制動力の割合	④ %	⑨
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合			⑤ %	⑩

【2】ブレーキテストの指示がN（ニュートン）の問題

次の諸元（A表：自動車検査証）の普通乗用自動車（最高速度180km/h）について、各軸重を計測できないブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、（B表）の結果を得た。

このときの天候条件は晴天で、ブレーキ・テストのローラは乾燥しており、計測時の前軸はロックしなかった。

この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、（C表）の①～⑤の計算値を求めなさい。このときの計算値について、左右差の割合については、小数点第3位以下を切り上げ、制動力の割合については、小数点第3位以下を切り捨てて、小数点第2位まで求めなさい。また、（C表）の⑥～⑩に保安基準の適否を判断し、「適」又は「否」を記入しなさい。[改]

(A表)

車両重量	前軸	1120kg
	後軸	990kg
乗車定員		7名

(B表)

主制動力	前軸	右	3820N
		左	2840N
	後軸	右	1860N
		左	1760N
駐車ブレーキの制動力		右	2250N
		左	2160N

(C表)

項目			計算値	判定結果
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値	(①) N/kg	(⑥)
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値	(②) N/kg	(⑦)
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値	(③) N/kg	(⑧)
	総和	審査時車両状態における自動車に対する制動力の値	(④) N/kg	(⑨)
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値			(⑤) N/kg	(⑩)

解説

R4.1

【1】kgfを用いた場合

①審査時車両状態における前軸重に対する前軸左右差の割合

・制動力の前軸左右差は、(B表)より次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の前軸左右差} = \text{主制動力 (前軸 右} - \text{左)} = 390\text{kgf} - 290\text{kgf} = 100\text{kgf}$$

・審査時車両状態における前軸重は、(A表)及び審査時車両状態の定義(注①)より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重} = \text{車両重量 (前軸重)} + 55\text{kg} = 1120\text{kg} + 55\text{kg} = 1175\text{kg}$$

・以上の結果、審査時車両状態における前軸重に対する前軸左右差の割合は次のとおりとなる。

$$\textcircled{1} = \frac{\text{制動力の前軸左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} \times 100 = \frac{100\text{kgf}}{1175\text{kg}} \times 100 = 8.51\cdots\%$$

・設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り上げる。この場合、小数点第2位以下は「1…」であり、これを切り上げると、答えは「8.6%」となる。判定基準値は「8%以下」であり、計算値は「8.6%」であることから、適否の判定は「⑥否」となる。

②審査時車両状態における後軸重に対する後軸左右差の割合

・制動力の後軸左右差は、(B表)より次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の後軸左右差} = \text{主制動力 (後軸 右} - \text{左)} = 190\text{kgf} - 180\text{kgf} = 10\text{kgf}$$

・審査時車両状態における後軸重は、(A表)より、990kgである。

・以上の結果、審査時車両状態における後軸重に対する後軸左右差の割合は次のとおりとなる。

$$\textcircled{2} = \frac{\text{制動力の後軸左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} \times 100 = \frac{10\text{kgf}}{990\text{kg}} \times 100 = 1.01\cdots\%$$

・設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り上げる。この場合、小数点第2位以下は「1…」であり、これを切り上げると、答えは「1.1%」となる。判定基準値は「8%以下」であり、計算値は「1.1%」であることから、適否の判定は「⑦適」となる。

本章では、過去の問題において指定されている製作年月日にかかわらず、全て令和5年1月1日製作車として模範解答及び解説を収録している。

4-1 ▶ 令和4年度第1回 自動車検査員教習修了試問

【1】 次の各文について、道路運送車両法又は関係法令等に照らして判断し、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
2. 自動車は、有効な自動車検査証の写しを備え付け、検査標章を表示していれば、運行の用に供することができる。
3. 道路運送車両の保安基準に規定される衝突被害軽減制動制御装置を有する自動車で、運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー（運行補助装置）が取付られたバンパーを取り外した場合は、特定整備に該当する。
4. 自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）は、都道府県知事の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。
5. 何人も、行使の目的をもって、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係るこれらの物を使用してはならない。
6. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。
7. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は道路運送車両法第32条の規定による命令（職権による打刻等）を受けたときは、この限りでない。
8. 臨時運行の許可の有効期間は15日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。
9. 新規登録を受けた登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から30日以内に国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
10. 新規登録の申請の際、有効な自動車予備検査証を提出することにより、当該自動車の提示を省略することができる。

◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。

◎また、保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、令和5年1月製作車に適用される基準とします。

車両法

◆車両法の目的

1. この法律は、道路運送車両に関し、【①】についての公証等を行い、並びに【②】の確保及び公害の防止その他の環境の【③】並びに【④】についての技術の向上を図り、併せて自動車の【④】事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

- 1. ①所有権
- ②安全性
- ③保全
- ④整備

◆用語の定義

2. 「道路運送車両」とは、自動車、【①】及び【②】をいう。

- 2. ①原動機付自転車
- ②軽車両

3. 「原動機付自転車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で、内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く）にあつては、その総排気量は【①】ℓ以下とする。

- 3. ①0.125

◆自動車の種別（法令）

4. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、【①】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【②】及び【③】並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

- 4. ①軽自動車
- ②大きさ
- ③構造

◆自動車の種別（別表第1）

5. 四輪の小型自動車は、大きさが長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ【③】m以下であつて、内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあつては、総排気量が【④】ℓ以下のものである。

- 5. ①4.70
- ②1.70
- ③2.00
- ④2.00

6. 長さ3.38m、幅1.47m、高さ1.99mで、ガソリンを燃料とする総排気量0.66ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車の種別は、【①】自動車である。

- 6. ①軽

◆登録の一般的効力

7. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車【①】に登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

- 7. ①登録ファイル

◆新規登録の申請

8. 一度も登録を受けていない自動車（いわゆる新車）の新規登録の申請をする場合、型式について指定を受けた自動車は、発行後【①】月を経過しない完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代えることができる。

- 8. ①9